

砺波市告示第253号

砺波市狩猟免許等取得者確保対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

砺波市長 夏野 修

砺波市狩猟免許等取得者確保対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波市補助金等交付規則(平成16年砺波市規則第31号)第26条の規定に基づき、砺波市狩猟免許等取得者確保対策補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、有害鳥獣の捕獲に携わる担い手を育成することを目的とし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第39条第2項に規定するわな猟免許及び第1種銃猟免許並びに銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号に規定する銃等の所持に係る許可(以下「銃等所持許可」という。)を新たに取得するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 砺波市内の猟友会会員である者又は新たに猟友会会員になる者
- (2) 砺波市鳥獣被害対策実施隊設置要綱(平成25年砺波市告示第24号)の規定による砺波市鳥獣被害対策実施隊の隊員である者又は新たに砺波市鳥獣被害対策実施隊の隊員となる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか市長が必要と認めた者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、わな猟免許、第1種銃猟免許及び銃等の所持に係る許可(以下「免許等」という。)の取得に係る経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助額等
--------	------

わな猟免許の取得に係る経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 (20,000円を限度とする。)
第1種銃猟免許及び銃等所持許可の取得に係る経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 (50,000円を限度とする。)

(補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、砺波市狩猟免許等取得者確保対策補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 取得した狩猟免許、狩猟者登録証又は銃等所持許可に係る許可証の写し
- (2) 免許等の取得に要した経費に係る領収書の写し
- (3) 振込先の口座番号等が記載された通帳、キャッシュカード等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、砺波市狩猟免許等取得者確保対策補助金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)により、申請者に交付の決定及び額の確定を通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

砺波市狩猟免許等取得者確保対策補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

砺波市長 あて

申請者 住 所
氏 名
連絡先（TEL）

砺波市狩猟免許等取得者確保対策補助金の交付を受けたいので、砺波市狩猟免許等取得者確保対策補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請・請求します。なお、補助金の交付の決定に際し必要となる同要綱第3条に規定する猟友会会員又は砺波市鳥獣被害対策実施隊隊員であることを市が確認することに同意します。

狩猟免許等の種類 (該当する□にレ印を記載)		<input type="checkbox"/> わな猟免許 <input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 猟銃等所持許可（ <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> ライフル）	
補助対象経費の区分	(1) 狩猟免許の取得に係る経費	狩猟免許初心者講習会の受講料	円
		狩猟免許試験の受験申請料	円
		診断書、証明写真の取得費用	円
		その他必要な経費	円
	(2) 猟銃等所持許可に係る経費	猟銃等初心者講習会の受講料	円
		教習資格認定の申請料	円
		猟銃用火薬類譲受許可の申請料	円
		射撃講習の受講料	円
		銃砲所持許可の申請料	円
		その他必要な経費	円

備考 添付書類

- 1 取得した狩猟免許、狩猟者登録証又は猟銃等所持許可に係る許可証の写し
- 2 免許等の取得に要した経費に係る領収書の写し
- 3 振込先の口座番号等が記載された通帳、キャッシュカード等の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

【振込先】

金融機関名	農協・信用金庫 銀行・信用組合	本店・支店 支所・出張所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号	左詰で記入してください。	
フリガナ 口座名義人	-----	

様式第2号（第7条関係）

砺波市指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

砺波市狩猟免許等取得者確保対策補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請・請求のあった砺波市狩猟免許等取得者確保対策補助金について、砺波市狩猟免許等取得者確保対策補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり交付することを決定（額を確定）したので通知します。

年 月 日

砺波市長

1 交付決定（額確定）額 円

2 交付条件

砺波市狩猟免許等取得者確保対策補助金交付要綱を遵守すること。